

委員 長 報 告 書

さる 9 月 15 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 13 号 市道路線の認定について

議案第 15 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、9 月 20 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 13 号は、元々幅員が狭く車両が通行不可能であったため、日本たばこ産業より用地を取得し市道を延伸した紀ノ川東西線、紀ノ光台区画整理に伴い一部廃止した市道霜草大池線の付け替え道路である紀ノ光台 19 号線、京奈和自動車道側道の付け替えに伴い、市道原田幹線と市道寺垣内支線を接続する道路として整備した北馬場区内 8 号線の計 3 路線を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 15 号は、平成 24 年 3 月 2 日開業予定の「やどり温泉いやしの湯」について、指定管理者の公募を行い、応募があった 3 団体について、指定管理者選定委員会において、地域の活性化・観光振興・経営能力・資金力等の項目を審査した結果、最高点を得たケービックス株式会社大阪支社を指定管理者として指定し、指定期間は竣工日から平成 26 年 3 月 31 日までとするものである。

委員から、指定管理者募集要項及び業務仕様書の概要について ただしがあり、指定管理を行う施設は、源泉施設・駐車場を含む本館棟、宿泊棟 4 棟とし、指定管理者が行う業務の範囲は、利用許可に関する業務・料金に関する業務・維持管理に関する業務・その他市長が必要と認める業務と

している。さらに自主事業として食堂並びに地場産品ショップを開設し、取り扱う食材や商品等は可能な限り地元産品の使用を要請している。また、指定期間が始まる 11 月頃から 3 月 2 日の開業までに要する経費は指定管理者が負担することとしている。留意事項として、従業員については、市内居住者の雇用に努めるものとし、特に地域住民の雇用について地元と協議することとしている。その他、指定管理者審査基準及び管理に係る責任分担等についても明記している との答弁がありました。

自主事業に係る経費の負担及び指定管理者が負担した施設の改修・備品の取り扱いについて ただしがあり、自主事業に係る経費についてはすべて指定管理者が負担することになる。また、自主事業であるかどうかにかかわらず、指定管理者が新たに施設を改修、また備品等を購入する場合、市長の許可が必要となっており、指定管理者が負担したものであっても基本的にはすべて市に帰属されることになる との答弁がありました。

指定管理者から施設使用料の徴収は考えているか とのただしがあり、利用料については、立地条件、収容能力、集客予測を念頭に置き、指定開始後一定期間の運営状況も考慮に入れ決定する必要があると考えるが、本指定管理者候補者より 1 年目から経常利益が 300 万円を超過した場合、すべての経常利益の 10% を市に還元するとの提示があったことから、この旨、協定書に明記したい との答弁がありました。

本市は本施設の年間経費を約 2,200 万円と想定しているが、本候補者はどの程度の利用者・経費を想定しているか とのただしがあり、本市は年間利用者 1 万人で、自主事業を除いた指定管理施設のみの経費は約 2,200 万円と試算しているが、本候補者は自主事業を含め 3 万人以上の集客を目標としており、初年度は初期投資もあり利益を上げるのは難しい状況にあるものの、指定期間において市が試算する以上の収益・経費を見込んでいる との答弁がありました。

他の応募団体と比較し、本候補者が集客面で優れている点について ただしがあり、本候補者は自治体施設の指定管理業務と客室清掃や食器洗浄などに限った専門特化型の業務を請け負っている。全国数多くの有名温泉旅館・ホテルの部門受託業務などを行ってきた実績とノウハウを活かし、

関係事業者と提携し、集客に向けた様々なプランを想定されており、他団体と比較し集客目標を裏付ける根拠が明確であると選定委員会で判断されたとの答弁がありました。